



議案第十二号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例
の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九
十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「町民武道館」三朝町大字本泉五百十番地」を

町民武道館	三朝町大字本泉五百十番地
町民運動場	三朝町大字本泉六百八十五番地

」に改める。

第五条を次のように改める。

（使用料）

第五条 体育施設の使用料は、徴収しない。ただし、町外者の使用については、別表の使用料を徴収するものとする。

2 前項の規定による使用料について、教育長が体育振興上特に必要と認めるときは、免除することができる。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(損害の補償)

第六条 使用中建物又は器具を亡失又は損傷したために損害を生じたときは、町教育委員会においてその金額を定めて使用者に補償させることができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第五条関係)

区分	使用時間	
	一日	半日
町民運動場	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円

附 則

この条例は、昭和五十一年四月十五日から施行する。

~~この条例施行前に承認したものは、なお従前の例による。~~